

7月の  
「家庭の日」は、  
7月17日です！



8日、18日、28日  
も家庭教育を実践しま  
しょう！



「家庭教育を実践する日」の具体的な取組として、「話そう！わが家の約束」運動を推進しています。

ご家庭ごとの「あるといいなあ」と思われる約束について、家族の話し合いを通して作り、見守り、振り返ることを実践してみませんか。

この機会に、家庭の大切さや家族のあり方について、見つめ直してみてください！



# 「家庭教育を実践する日」をご存じですか？

これは「岐阜県家庭教育支援条例」に基づき「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせ「家庭教育を実践する日」としています。

## 子どもの将来の夢や目標を応援！

親子で将来の夢や目標を話し合い、夢実現や目標達成のための約束を決めましょう。

親子話し合いシート（右下QRコードからダウンロード）を活用して、夢実現や目標達成に向けた、親子の約束を作りましょう。その後は、応援メッセージを届けましょう。

### 取組方法

- 1 親子でシートに記入。
- 2 実践
- 3 実践中や実践後、たくさんの応援メッセージを伝える。



## 親子の話し合いの秘訣は？

親が自分の歩んできた人生を、子どもに語ることです。

- ・今、どんな仕事をしているのか。
- ・なぜ、この仕事を選んだのか。

喜びや成功体験だけでなく、苦しみや失敗も含め、親がどのような人生を歩んできたのかを語りましょう。

そういう親子の語らいがあると・・・

子どもたちは、朝の慌ただしい中で、仕事着に身を包み、身だしなみを整え、仕事に向かう親の背中から、生き方を学びとるはずです！

「野球選手になるために朝晩のランニングを一緒にしたい！」と決めたわが子に「それより勉強した方がいいよ。」や「野球選手になれる人は少ないよ。」とは言わず、子どもの話をよく聞き、今、得意なこと、好きなことが将来につながることを語り、励ましましょう。

## ほかにも...!

◇県では、乳幼児から小・中学生、次世代（高校生）へと切れ目なく「家庭教育プログラム」を取り揃えています。

「家庭教育を実践する日」の取組の参考になるかと思しますので、ごらんください。

◇「家庭教育を実践する日」に関するご相談は、

環境生活政策課生涯学習係(Tel.058-272-8752)まで

